

須賀川市公告第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり事後審査型制限付一般競争入札について公告する。

令和8年9月11日

須賀川市長 大寺 正晃

1 事後審査型制限付一般競争入札に付する事項			
(1)	工事番号	行第9号	
(2)	工事名	桜岡団地内部改修工事（その2）	
(3)	工事場所	須賀川市桜岡103	
(4)	工期	令和8年10月21日（水）	～ 令和9年2月19日（金）
(5)	工事種別	建築一式	
(6)	工事概要	桜岡団地 2部屋（5-103、6-103） 内装改修工事、電灯設備工事、換気設備工事 外	
(7)	発注課	行政経営課	
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項			
対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。			
(1)	須賀川市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。		
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(3)	入札書提出の日から資格確認までの期間に、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けていないこと。		
(4)	市内に本店又は営業所（支店）を有する者で、営業所(支店)については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。		
(5)	有資格者名簿の、 建築一式 の等級区分が A～B に格付をされている者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。		
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。		
(8)	過去10年間に於いて、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。		
(9)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。		
(10)	市税の滞納がないこと。		
3 入札参加の申込み			
事前の入札参加申請手続きは要せず、7(2)で指定する期間内に入札書を提出することにより入札に参加できるものとする。			
4 設計図書の交付			
(1)	交付場所	須賀川市入札情報システム（設計図書等のデータをダウンロード可能）	
(2)	交付期間	令和8年9月11日（金）	～ 令和8年10月13日（火） 12時
※設計図書の交付は、2の事項に該当する者に限る。 ※入手した設計図書を対象工事の見積以外に使用しないこと（対象工事を落札し、工事現場で使用する場合を除く）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供しないこと。			

5 設計図書に関する質問の提出と回答				
(1)	質問の提出期間	令和8年9月11日(金)	～	令和8年10月2日(金) 17時
(2)	質問の提出場所	電子入札システム 質問を提出した場合は確認のため電話連絡をすること。 電話番号：0248-88-9180		
(3)	回答期限	令和8年10月7日(水)	17時	
(4)	回答方法	電子入札システム		
6 入札保証金				
	免除する。			
7 入札方法等				
(1)	入札方法	電子入札		
(2)	入札期間	令和8年10月8日(木)	10時 ～	令和8年10月13日(火) 12時まで
(3)	入札書	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）とくじ番号を電子入札システムの入札書画面に入力し、システム上で提出すること。		
(4)	工事費内訳書	第1回の入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書（市指定様式による。）を電子入札システムで提出すること。なお、要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。		
(5)	最低制限価格	有		
(6)	無効となる入札	ア 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 電子証明書（ICカード）を不正に利用した入札 ウ 紙入札で参加承認を得ていない者のした入札 エ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行った入札 オ その他入札に関する条件に違反した入札 カ 「資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準」により資本関係又は人的関係のある者同士がした入札		
(7)	落札者候補者の決定	予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。		
(8)	再入札	第1回の入札で落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者もしくは、失格・無効と判断された入札者は再入札には参加できないものとする。 また、再入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。		
(9)	請負限度による入札辞退	入札当日、複数の入札に参加する場合で、かつ現場代理人の不足等で請負数に限りがあるときは、入札期間内に「請負限度による入札辞退届」（市指定様式（4(4)工事費内訳書【Excel形式】内の別シートに様式あり）による。）を電子入札システム上で提出してください（押印不要）。なお、ファイル添付は、入札書記載金額が最も大きい案件のみ必要となります（他の案件は添付不要）。 また、提出がなかった場合、すべての入札が請負可能なものとみなします。		
8 開札日時等				
(1)	開札日時	令和8年10月14日(水)	10時00分～	再入札を行う場合は同日11時、再々入札を行う場合は同日11時30分を開札予定時間とする。
(2)	開札場所	市役所 3 階 会議室301		
9 入札に参加する者に必要な資格の確認				
	落札候補者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。			
(1)	提出期限	令和8年10月15日(木)	15時まで	

	(2)	期間内に申請書等の提出がないとき又は資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。
10 入札参加資格審査結果通知等		
	(1)	令和8年10月19日(月) 17時までに電子入札システムにより通知する。
	(2)	入札参加資格がないとされた者は、令和8年10月20日(火) 17時までにその理由の説明を求めることができる。
	(3)	市は入札参加資格がないとしたことについて、説明を求められたときは、電子入札システムにより回答する。
11 落札者の決定		
9の審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定する。入札参加資格がないと認めるときは、直ちに、次順位のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札候補者の次に低い価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。その場合、入札参加資格確認申請書の提出期限等については別途定める。 なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。		
12 契約に関する事項		
	(1)	規則及び須賀川市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。 発注者・落札者双方が希望する場合は電子契約書により契約締結ができるものとする。この場合落札者は落札決定後速やかに「電子契約利用申請書」を市へメール提出すること。
	(2)	本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める『週休2日確保モデル工事（土木工事）』（月単位）又は『週休2日促進工事（建築関係工事）』（月単位）の対象工事である。 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。 本工事の発注方式は、発注者指定型である。
	(3)	契約保証金 規則第29条に基づき、契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、同規則第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
	(4)	代金支払い方法 しゅん工検査後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に支払う。
	(5)	入札留意事項 談合情報があり、信憑性のある情報と判断されるときは、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。
	(6)	現場代理人 須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準による。
13 紙入札による参加方法		
	(1)	令和8年9月11日(金)から令和8年10月8日(木)までに紙入札参加承認申請書を財政課契約管理係に書面で提出すること。
	(2)	設計図書の閲覧は次のとおりとする。 (ア) 設計図書閲覧パスワード申請・回答書を財政課契約管理係へFAXで申請すること。 (イ) 財政課窓口で設計図書の交付を希望する場合は、設計図書交付申請書及びデータを書き込んでいない未使用の電子媒体（CD-R）を持参すること。 (ウ) (ア)及び(イ)の受付時間は、上記(1)の期間とする。 (エ) 2の事項に該当する者に限る。
	(3)	設計図書等に関する質問がある場合は、設計図書に関する質問書を提出すること。 ア 提出場所 財政課契約管理係（FAXの場合は、0248-72-9845） イ 提出期限 令和8年9月11日(金) ～ 令和8年10月2日(金)
	(4)	設計図書に関する質問書に対する回答は、令和8年10月7日(水)17時までに質問者に、FAXにより回答するとともに、市ホームページにおいても公表する。
	(5)	入札書及び工事費内訳書は、7(2)の入札期間に財政課契約管理係まで、 <u>それぞれ別の封筒に封入したうえで持参し提出すること</u> 。なお、入札書には消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）と3桁のくじ番号を入札書に記載すること。） くじ番号の記載が無かった場合は、電子入札システムにより自動生成されたくじ番号を付番します。
	(6)	落札者候補者となった場合、令和8年10月15日(木)までに入札参加資格確認申請書を財政課契約管理係に書面で提出すること。
	(7)	(6)の確認結果は、令和8年10月19日(月)17時までに書面により通知する。
	(8)	(7)の通知で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、令和8年10月20日(火)17時までに財政課契約管理係に説明を求める書面を提出すること。
	(9)	市は(8)により入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて、説明を求められたときは、書面により回答する。